

広島県公安委員会告示第90号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、次の者を指定講習機関として指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年12月10日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

名 称	住 所	代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所		特定講習の種別	指定を行った年月日
			名 称	所 在 地		
株式会社可部自動車学校	広島市安佐北区可部南一丁目6番17号	花谷 一宏	可部自動車学校	広島市安佐北区可部南一丁目6番17号	取消処分者講習	平成27年11月25日